

労働者の職務に係る賃金の職務内容に応じた適正化の推進に関する法律案要綱

未定稿

## 第一 目的

この法律は、労働者の職務に係る賃金について、雇用形態、年齢等の労働者の職務内容（業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度をいう。以下同じ。）以外の事由により異なる取扱いがなされ、職務内容が適正に反映されていない現状を踏まえ、雇用形態の多様化、少子高齢化の進展その他の経済社会情勢の変化に対応した活力ある経済社会を実現するためには、労働者の職務に係る賃金の在り方を見直すことが重要であることに鑑み、労働者の職務に係る賃金の職務内容に応じた適正化に関し、基本理念を定め、並びに国及び事業主の責務を明らかにするとともに、指針の策定その他の労働者の職務に係る賃金の職務内容に応じた適正化に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、労働者の職務に係る賃金の職務内容に応じた適正化を推進し、もって労働者がその有する能力を有効に発揮することができる環境の整備を図り、あわせて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

## 第二 基本理念

一 労働者の職務に係る賃金は、職務内容に応じて決定されるようにするものとする。

二 労働者の職務に係る賃金の職務内容に応じた適正化は、労働者及び使用者の合意に基づいて実施されるようにするものとする。

三 労働者の職務に係る賃金の職務内容に応じた適正化の推進は、雇用形態にかかわらず、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにすることを旨として行われなければならないこと。

### 第三 国の責務

国は、第二の基本理念にのっとり、労働者の職務に係る賃金の職務内容に応じた適正化に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

### 第四 事業主の責務

一 事業主は、その使用する労働者の職務に係る賃金の職務内容に応じた適正化に自ら努めなければならないこと。この場合において、当該労働者の職務に係る賃金に関し当該労働者の職務内容以外の事由により異なる取扱いをするときは、当該労働者に対し、その理由について説明するよう努めるものとする。

二 事業主は、国が実施する労働者の職務に係る賃金の職務内容に応じた適正化に関する施策に協力する

よう努めるものとする。

## 第五 法制上の措置等

政府は、労働者の職務に係る賃金の職務内容に応じた適正化に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

## 第六 指針

一 政府は、労働者の職務に係る賃金の職務内容に応じた適正化の推進に資するよう、職務内容の分析方法、職務内容の評価の方法に関する基準その他の職務内容に応じた労働者の職務に係る賃金の算定に関する事項を内容とする指針（以下「指針」という。）を定めなければならないこと。

二 内閣総理大臣は、指針の案につき閣議の決定を求めなければならないこと。

三 内閣総理大臣は、二による閣議の決定があったときは、遅滞なく、指針を公表しなければならないこと。

四 二及び三は、指針の変更について準用すること。

## 第七 事業主による賃金の体系の整備

事業主（国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）は、指針に従い、その使用する労働者の賃金の体系の整備を行うよう努めるものとする。

#### 第八 事業主に対する支援等

国は、事業主が第七による労働者の賃金の体系の整備を行うことを促進するため、事業主に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第九 調査研究等

国は、労働者の職務に係る賃金に関する実態の調査、労働者の職務に係る賃金の算定の方法に関する調査研究その他の労働者の賃金に関する調査研究を行うとともに、労働者の職務に係る賃金の職務内容に応じた適正化の推進に資するため、国内外における労働者の職務に係る賃金に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

#### 第十 指針の案の作成等に関する体制の整備

指針の案の作成等に関する事務をつかさどらせるため、別に法律で定めるところにより、内閣府の特別の機関として、関係する国務大臣、事業主を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者によ

つて構成される合議制の機関を設置するものとする。

## 第十一 施行期日

この法律は、別に法律で定める日から施行すること。